

第3章 計画の目標

第1 目指すべき姿

県では、全国に先行して平成2年から人口が自然減になるなど人口減少や、高齢化がさらに進行しています。こうした中であっても、県民が、世代を問わず社会貢献活動に参加しやすい気風をつくることで、「県民の社会生活の質の向上を図り、豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会づくり」を目指します。

第2 計画の目標

この計画の目標は、条例第1条の目的や、第3次計画の課題を踏まえ、次のとおりとします。

<取組目標>

- ・「気軽に社会貢献活動」の気風づくり
- ・教育・研究機関などと連携した若年層が参加しやすい仕組みづくり

<取組の成果目標>

- ・NPO法人の増加 370法人（平成29年度末：332法人）
- ・会員数が増加したNPO法人 20%
- ・ナツボラ（※）の参加高校 15校、参加者延べ 1,200人
（平成29年度：参加高校 9校 参加者 延べ 920人）
- ・NPOセンターの登録団体の増加 600団体
（平成29年度末：491団体）
- ・ボランティア行動者率の増加 26.0%【令和3年度】
（平成28年度：22.6%）

県民が、社会貢献活動を身近に感じて、気軽に社会貢献活動に参加する気風づくりを進めます。

また、NPOセンターと教育・研究機関などが連携して、若者が社会貢献活動に参加しやすい仕組みをつくります。

計画の成果目標については、NPO法人の増加、NPO法人の会員の増加、ナツボラの参加高校及び参加者の増加、NPOセンターの登録団体の増加、ボランティア行動者率の増加を指標として評価します。

第3 各主体の役割

社会貢献活動を推進し、先に掲げる目標を達成するためには、県、NPOセンター、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の各主体がそれぞれの立場や能力に応じて、必要な役割を果たすとともに、相互の連携によるパートナーシップを構築していくこ

.....
※ナツボラ…ボランティアの発掘や活動の裾野を広げるため、若者や学生を対象にした夏期のボランティア体験キャンペーン

とが必要です。

この計画において、県の役割と県以外の主体（※）に期待する役割については次のとおりとします。

1 県の役割

「県は、条例の基本理念に基づき、総合的な支援策を策定し、実施する」（条例第4条）こととされています。

このため、これまでの計画に基づき、社会貢献活動の量、質の充実を図るために実施してきた活動基盤、財政基盤及び人材育成等に関する支援を引き続き実施し、社会貢献活動団体が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、県、市町村、事業者、社会貢献活動団体相互の連携・協働を主導するなど、支援策を実施します。

2 NPOセンターの役割

「県は、社会貢献活動を支援する拠点の整備、情報の提供等社会貢献活動の基盤の強化を図るために必要な方策を講ずるものとする」（条例第10条）とされています。

これに基づき、県は、NPOセンターを社会貢献活動拠点センターと位置付けています。

このため、NPOセンターは、社会貢献活動を支援する拠点として、NPOの活動基盤の強化をはじめ、NPOのネットワークの構築、行政・事業者との連携等を促進する、県内のNPO活動を支援し、推進する役割が求められています。

3 市町村の役割

「市町村は、基本理念に基づき、各市町村の実情に応じた社会貢献活動に対する支援策を実施するよう努めなければならない」（条例第5条）とされています。

住民にとって最も身近な行政機関として、地域における課題を解決するためには、協働の重要性を認識し、地域の社会貢献活動団体との、さらなる連携が必要です。

このため、地縁団体やNPOとの関係づくりを積極的に行うとともに、地域のニーズに応じた連携や協働を進めることが求められます。

4 事業者の役割

「事業者は、基本理念に基づき、地域社会の構成員として、社会貢献活動が円滑に推進されるよう努めるとともに、県、市町村が実施する支援策に協力するよう努めなければならない」（条例第6条）とされています。

このため、社会的責任の一環として社会貢献活動に参加し、社会貢献活動に対

.....
※主体・・・高知県ボランティア・NPOセンター、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体

する理解を深めるとともに、県や市町村への協力を通じて、連携や協働に努めることが求められます。

5 県民の役割

「県民は、基本理念に基づき、社会貢献活動に自ら努めるとともに県、市町村が実施する支援策に協力するよう努めなければならない」（条例第7条）とされています。

このため、自ら社会貢献活動へ自主的・積極的に参加し、社会貢献活動に対する理解を深めるとともに、県や市町村の取組に対し、それぞれの能力に応じた連携や協働に努めることが求められます。

6 社会貢献活動団体の役割

「県、市町村、事業者又は県民から支援を受けた社会貢献活動団体は、当該支援を最大限に生かし、誠実かつ着実に社会貢献活動を推進する」（条例第8条）ものとされています。

このため、行政とともに公共的サービスの提供主体であることを認識し、積極的な情報公開と活動のアピールに努め、活動の資源を自力で調達するなど、自立した主体として行動することが求められます。

<各主体の相互のパートナーシップの確立>

県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の各主体がそれぞれの立場や能力に応じて、必要な役割を果たすとともに、相互の連携によるパートナーシップの確立を目指します。

